平成27年度一般会計当初予算重点事項説明資料

部・局： 監査委員事務局

重点事項

【監査委員事務局】

監査などを行うにあたっては、適正で効率的な市財務並びに事務事業の執行に資するため、地方自治法の第199条及び湖南市監査基準に基づき、監査制度本来の趣旨にのっとり、住民福祉の増進、最小の経費で最大の効果、組織及び運営の合理化、財源の確保、適正な事務執行の五つの点を基本方針のもとに例月出納検査、決算審査、基金の運用状況審査、財政の健全化審査、定期監査、財政援助団体等監査などを実施します。

【公平委員会事務局】

第三者機関による準司法的機能をもってする適正な手続きにより、職員の身分上、経済上の保障の実効性の担保とその侵害の排除を図り、人事行政の公正を期して職員の勤務条件に関する措置要求の審査・判定や職員に対する不利益処分に関する不服申立の裁決又は決定を行います。

【固定資産評価審査委員会】

独立した中立的な機関であり、納税者が課税台帳に登録された価格に不服がある場合に納税者の権利を保護するために中立で公正に、また慎重に審査して決定を行います。

（単位：千円）

番号	事業名	予算額	担当課	備考
1	監査委員経費	1,910	監査委員事務局	
2	公平委員会経費	316	公平委員会事務局	
3	固定資産評価審査委員会経費	369	固定資産評価審査委員会事務局	